

POINT 社会保険の被保険者資格取得届義務懈怠と損害賠償

【あらまし】

①X(原告)はオフィス用収納家具等の事務用器具製造を主な業務とするY社(被告)にH10年9月17日に就職し、平成16年11月30日まで三重工場で勤務し退職した。Y社の社員は約300人であり、健康保険法および厚生年金保険法の「適用事業所」に該当するにもかかわらずXについてはY社で勤務した期間のうちH14年9月分までについて健康保険、厚生年金、厚生年金基金への加入手続きがされておらず、H14年10月以降分についてはH16年10月に過去2年間分について遡及して加入する手続きが取られた。

②なお、Xの採用に際しY社担当者が社会保険加入の資格に関して事実を反する説明をしており、それが原因でもXも社会保険加入を諦めていた。その後Xは社会保険事務所への相談で加入の資格があることを知っても一方ではY社が給料の減額や退職など不利益処遇を口にし、社会保険事務所への相談でも事態の解決に至らなかった。Xは60歳の退職を目前にして再度社会保険事務所等で相談をし、その結果過去分の遡及的加入が実現したという事情がある。

③XはY社がXについて被保険者としての資格を取得したことを各保険者に届け出る義務を負っているにもかかわらず、直近2年間分を除いてその義務の不履行に該当するとともに、Xに対する不法行為に該当するとして、Y社に対して損害賠償を請求した。

【結果】

事業主が労働者の被保険者資格取得を届け出る義務を怠り、その後過去2年間分について遡及して加入する手続きをしたとしても、当該事業主には前記届出を怠った違法がある。

このレポートは、実際の事例をもとに、何が紛争のポイントなのか？また紛争を事前に防ぐための事業主としてすべきことなどを簡潔にまとめました。是非参考になさってください。

そして事業主が法の要求する前記の届出を怠ることは、被保険者資格を取得した労働者の法益をも直接に侵害する違法なものであり、労働契約上の債務不履行をも構成するものであるとしてXの請求の一部が認められた。

【解説】

法に定める「適用事業所に」該当する事業所で使用されるものが被保険者資格を取得した際、当該事業所の事業主は各保険者に対し当該各資格取得の届出義務を負っています。そこで事業主がかかる義務を懈怠した場合に、公法上の義務違反となるのみならず、「労働契約上の債務不履行」を構成するかが問題となります。本件事案においては労働者側で確認請求をしなかったことが過失とは評価されず、過失相殺されませんでした。本判決が本件の経緯を考慮した結果、労働者側で確認請求をしなかったことを過失とは評価しなかったのであり、単に労働者側で確認請求をしなくとも過失とはならないという判断がなされたわけではないということに注意を要します。事業主の損害賠償額として、未加入期間の厚生年金保険の受給額相当分が損害として認められました。これは、Xが既に年金を受給していたため、月々支給される年金額が確定されており、損害額の算定も比較的容易であったことによるものといえます。

【アドバイス】

昨今社会保険の加入の義務があるにも関わらず、保険料の負担を免れるため、加入手続きを懈怠している事業所への調査を強化する、といった新聞記事をよく目にします。確かに社会保険料は、会社にとって事業主負担もあり、固定費として重くのしかかるものと思われそうですが、法律で要件を満たす事業所の加入は義務であり、その会社で働く社員の待遇として重要な要素となっています。

神田社会保険労務士事務所

〒274-0816 千葉県船橋市芝山1-31-7 A-105

電話 047-496-0600 FAX047-496-0601

mail: info@kandasr.com

<http://kandasr.com>